

令和 7 年度石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査業務 特記仕様書

1. 総則

本特記仕様書は、「令和 7 年度石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査業務」に適用し、業務の履行に当たっては「設計業務等共通仕様書（自然公園編）」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に基づき実施するほか、特記及び追加事項は本特記仕様書によるものとする。

○設計業務等共通仕様書（自然公園編）平成 29 年 7 月改定（環境省 自然環境局 自然環境整備課）

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/sekkeigyomu-kyoutuusiyousho-sizenkouen.pdf

○港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和 3 年 3 月（国土交通省 港湾局）

<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001403057.pdf>

2. 業務の目的

沖縄県八重山諸島の石垣島と西表島の間には、我が国最大規模のサンゴ礁が発達する海域である「石西礁湖」が形成されている。石西礁湖のサンゴ群集とその他の多様な海洋生物が構成する豊かな生態系や優れた海中景観は、国内外から高い評価を受けており、当該海域は、西表石垣国立公園に指定されている。また、サンゴ礁は波浪、高潮等に対する減災能力を持つことが知られており、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の観点からも重要性が高いとされている。

しかしながら、石西礁湖のサンゴ礁をはじめとする浅海域の生態系は、サンゴを捕食するオニヒトデの大発生や、高海水温等による大規模な白化現象、赤土等陸域から流入する物質による攪乱など様々な影響により大きな脅威にさらされており、サンゴの回復力やサンゴ礁の持つ減災能力の低下も懸念されている。

多くの攪乱を受ける石西礁湖に対し、様々な主体が連携して自然再生を推進することを目的として、自然再生推進法に基づき平成 18 年に石西礁湖自然再生協議会（以下、「協議会」という。）が組織され、平成 19 年には自然再生全体構想が策定されている。全体構想に基づいて平成 20 年に作成、平成 31 年度（令和元年度）に見直され、協議会で承認された環境省事業実施計画（以下、「実施計画」という。）に掲げるモニタリング調査を実施し、科学的知見に基づいて自然再生の目標を達成することを目的としている。

3. 業務対象地域

沖縄県石垣市及び八重山郡竹富町周辺海域（石西礁湖及び周辺海域）

4. 業務内容

本業務は、実施計画に基づき、当該海域のサンゴ群集の継続的な評価を行うための詳細なモニタリング調査を行うとともに、モニタリング結果等を公開するための石西礁湖ポータルウェブサイト管理運営等を行うものである。請負者は、環境省石垣自然保護官事務所担当官（以下、「調査職員」という。）の指示に従って記録等を行うこととし、十分な調整及び相談を行って業務を実施すること。また、請負者は、以下（1）～（4）に示す内容を行うとともに、調査職員の指示に基づいてオンライン会議シス

テムの手配等必要な措置を講じ、またそれに係る経費一切の支払いを行う。

(1) サンゴ群集モニタリング調査

水質の悪化や赤土等の堆積物がサンゴの生息状況等に与える影響を評価するとともに、サンゴ群集の変動を予測するためには、サンゴ群集の構造、個体群動態等を捉える必要があることから、図1及び表1（別紙1参照）に示す地点全てにおいて、ア. からケ. に示す調査を実施する。最新の研究成果等を石西礁湖自然再生事業に反映するため、イ.、ウ. 及びオ. の調査にはサンゴ礁生態系に関する知見を有する有識者（大学准教授級を想定、所在地：沖縄中頭郡西原町を想定）より現地にて指導を受けて実施するものとする。有識者の招聘に係る旅費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下、「旅費法等」という。）に準じて支払い、謝金を1日当たり14,000円支払うとともに、必要に応じて潜水機材を用意すること。

本調査の実施に際しては、過年度の調査手法を踏まえ、調査職員の指示に基づいて経年的に評価することが可能なデータを収集すること。

調査結果については、令和7年12月中旬に概要を取りまとめるとともに、2回目の学術調査部会において結果を報告すること。同部会での議論及び助言とそれに対する対応方針等を報告書に取りまとめること。

ア. 造礁サンゴ類の経年変化把握（コドラート調査）

業務期間中1回程度、各調査地点において設置された30㎡の調査区（15m×2mまたは10m×3m）において、デジタルカメラを用いて1m×1mの方形枠を繰り返して撮影し、調査区全体の状況を記録するとともに、方形枠内の造礁サンゴ類の同定に用いるため、1m×1mの枠を4分割した50cm×50cm枠の写真を撮影する。加えて、下記の調査項目についても記録を行うこと。

<調査項目>

- ① 水深、底質類型
- ② 生サンゴ被度、死サンゴ被度
- ③ サンゴ種別被度
- ④ 稚サンゴ属別出現数（長径5cm未満の群体）
- ⑤ サンゴ種別群体数（長径5cm以上の群体）
- ⑥ 植被（優占種及び被度）
- ⑦ サンゴ以外の主な表在底生生物の分布
- ⑧ 白化現象、病気及びサンゴ捕食者等の分布
- ⑨ 水平透明度

イ. サンゴ幼生の定着量

各調査地点において、調査職員より提供する天草陶石製の定着板（10cm×10cm×1.3cm、全930枚）をミドリイシ属サンゴ類の一斉産卵時期に合わせて設置し、適切な時期に回収する。調査地点ごとに、定着した稚サンゴを、ミドリイシ属、ハナヤサイサンゴ科、その他の3グループに大別してカウントすることで造礁サンゴ類の加入量を把握する。

また、天草陶石製の定着板の代替素材として前年度業務で用意した別の素材の定着板3種（①レンガ10cm×10cm×1.3cm、②フレキシブルボード10cm×10cm×1.2cm、③フレキシブルボード10cm×10cm×0.5cm）各180枚について調査地点10箇所を選定した上でそれぞれ設置する。さらに、代替素材においてもそれぞれ造礁サンゴ類の加入量を把握し、天草陶石製の定着板との比較解析を行う。なお、設置場所については調査職員と協議の上決定すること。設置する分の代替素材及び天草陶石製の定着板については調査職員より提供する。また、次年度分の代替素材の定着板3種類について、各200枚程度（予備分を含む）を請負者で準備し、フレキシブルボードについては2週間程度海水馴致を行った上で納品すること。

なお、カウントは国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）で行うことを想定する。カウントに必要な顕微鏡や器具等、実施に係る一切の準備は請負者が行うこと。

ウ. 一年生稚サンゴの加入量（コドラート調査）

対象種の成長速度から勘案して定着後約1年と思われる稚サンゴ密度を算出し、各調査地点における前年の造礁サンゴ類の潜在的加入量を比較する。なお、定着後1年の稚サンゴは直径20mm程度を基準とし、詳細は対象種ごとに判断すること。

各調査地点において、50cm×50cmの方形枠を10枠置き、水中ループで枠内のミドリイシ属の稚サンゴ、ハナヤサイサンゴ科の稚サンゴを計数する。調査は1回程度、4.（1）イ.の定着板回収と併せて実施することを想定する。

エ. クシハダミドリイシ個体群構造把握

石西礁湖内各地の攪乱の経歴、回復過程を把握するため、石西礁湖における偏在性が高いクシハダミドリイシの個体群構造を把握する。

各調査地点において25分間、2名以上で任意に遊泳し、確認されたクシハダミドリイシ群体（各地点100群体程度を目標とする。）の最大直径を折尺で測定する。調査回数は1回程度、4.（1）イ.の定着板回収と併せて実施することを想定する。

オ. サンゴ種別白化調査

各調査地点において、石西礁湖における偏在性が高い下記の調査対象種（全11種）の群体をそれぞれ20群体程度選定し、個々の群体について表2に示す白化の段階に応じたポイントを与え、種類及び調査地点ごとに平均値を求める。平均値を求めた後、調査職員より提供する過年度データとの比較・解析を行うとともに、各調査対象種について下記①～③の情報を整理し、地点毎のサンゴ種個体群への白化影響の深刻度及び回復可能性等の推定を行う。調査は1回程度、過年度データと比較できるよう時期を考慮して行うこと。

<調査対象種>

- ・ ハナヤサイサンゴ (*Pocillopora damicornis*)
- ・ イボハダハナヤサイサンゴ (*Pocillopora verrucosa*)
- ・ トゲサンゴ (*Seriatopora hystrix*)
- ・ ショウガサンゴ (*Stylophora pistillata*)
- ・ コユビミドリイシ (*Acropora digitifera*)
- ・ タチハナガサミドリイシ (*Acropora selgo*)
- ・ クシハダミドリイシ (*Acropora hyacinthus*)
- ・ ハナガサミドリイシ (*Acropora nasuta*)
- ・ コブハマサンゴ (*Porites lutea*)
- ・ カメノコキクメイシ (*Favites abdita*)
- ・ コカメノコキクメイシ (*Goniastrea pectinata*)

<整理する情報>

- ① 正常状態の群体がどの程度みられるか。
(「0」に該当する群体数/全群体数)
- ② 正常状態ではない群体について、白化がどの程度進行しているか。
(「1」～「3」に該当する群体の平均値)
- ③ 直近での白化によると思われる死亡群体がどの程度みられるか。
(「4」に該当する群体数/全群体数)

表2 白化の段階

白化の段階	状況	ポイント
正常	白化の兆候が見られない群体。	0
白化初期	一般の褐色の群体では少し色あせてくる、また青色、黄色、ピンク色等の枝状ミドリイシ類やコモンサンゴ類では正常な状態に比べより鮮やかになる。	1
白化中期 (部分的白化)	テーブル状群体の多くで周辺部、または一部が白化。塊状サンゴの頂部白化。	2
白化 (完全白化)	調査地点での群体の全体もしくは大部分が完全に白化。	3
白化による死亡	白化後に群体が完全に死亡した状態。	4

カ. スポットチェック法による白化等調査

近年、石西礁湖では海水温が高い状態が続き、大規模なサンゴ白化現象が発生していること

を踏まえ、サンゴ群集の生息状況や生息環境への影響及び季節的な変化を把握するため、各調査地点（範囲：50m×50m）において、スポットチェック法によって下記の①～⑪の調査項目について記録する調査を計2回程度実施する。スポットチェック法の詳細は、「モニタリングサイト 1000（サンゴ礁調査）スポットチェック法によるサンゴ礁調査マニュアル第5版（環境省自然環境局生物多様性センター）」に従うこと。また、得られた結果は、調査職員より提供する過年度データと比較・解析を行うこと。

○モニタリングサイト 1000（サンゴ礁調査）スポットチェック法によるサンゴ礁調査マニュアル第5版（平成25年7月 環境省自然環境局生物多様性センター）
https://www.biodic.go.jp/monil000/manual/spot-check_ver5.pdf

<調査項目>

- ① 水深、底質類型
- ② サンゴ被度
- ③ 生育型
- ④ 卓状ミドリイシ類の最大直径
- ⑤ ミドリイシ類の新規加入
- ⑥ 白化現象
 - ・ 生サンゴ（白化していない群体）の被度
 - ・ 軽度の白化サンゴ（一部白化・一部死亡・全体的に色が薄い群体）の被度
 - ・ 白化サンゴ（全体が完全に白化している群体）の被度
 - ・ 死亡したサンゴ（全体が死亡した群体）の被度
- ⑦ サンゴの攪乱要因
 - ・ オニヒトデ発生状況
 - ・ サンゴ食巻貝発生状況
 - ・ サンゴの病気の発生状況
- ⑧ 大型定着性魚類
- ⑨ 主な海藻類
- ⑩ その他サンゴ攪乱要因、特異な現象や生物
- ⑪ 水平透明度

キ. 魚類群集

サンゴの状態と魚類群集構造との関係を把握するため、業務期間中1回程度、各調査地点において30㎡の調査区を設定し、30分間のスクーバ潜水を行い、調査区内及び調査区内から目視で観察できる範囲において観察された魚類の種別個体数を記録する。また、各地点の状況がわかるよう景観写真を撮影する。詳細は最新年度の石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査等業務報告書等を参照すること。

ク. 水温変動の計測

各調査地点において、水温変動を計測するため水温測定用のデータロガーを各地点における最初の作業時に併せて設置する。水温測定用のデータロガーは請負者が用意することとし、詳細な回収時期は調査職員と協議の上決定すること。

ケ. 陸域負荷対策検討のための試料の採取等

別紙1の各調査地点及び10か所程度の補足地点（合計41か所程度）において、粒径0.5～1.0mm程度の砂礫を中心とする底質250mL及び海底面上の海水100mLを採取する。底質、海水ともに1か所あたり3試料ずつ（即ち、底質合計123試料程度、海水123試料程度）を採取するとともに、採取地点周辺の環境がわかるよう写真を撮影する。採取した試料は、すべて氷冷しながら持ち帰り、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）の冷凍庫にて速やかに水質試料は冷蔵、底質試料は冷凍する。その後、解析のため採取した試料は調査職員の指示で水質試料は冷蔵、底質試料は冷凍した状態で神奈川県相模原市へ輸送する。また、それぞれの地点（合計41か所程度）において、海底面上の海水の亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、アンモニア態窒素及びリン酸態リンの含有量を調べ、調査職員の指示に基づき結果をまとめる。なお、採取器具や容器、輸送時に必要な氷冷剤の準備等、実施に係る一切の作業は請負者が行うこと。なお、採取回数は1回程度、4.（1）オ.のサンゴ種別白化調査と時期を合わせて実施することを想定する。

最新の研究成果等を石西礁湖自然再生事業に反映するため、補足地点（10か所程度）における採取には栄養塩類に関する知見を有する有識者（2名程度、大学講師級1名大学助教級1名を想定、各所在地：沖縄県中頭郡西原町、神奈川県相模原市を想定）より現地にて指導を受けて実施するものとする（別途傭船、4日間程度を想定）。有識者には、謝金（1日当たり14,000円を想定。）及び旅費を支払うとともに、必要に応じて潜水機材を用意する。旅費は、旅費法等に準じて支給するものとする。

(2) 海洋観測モニタリングブイによるモニタリング

小浜島東沖（N 24° 19' 46.257"、E 124° 02' 13.499"）に設置している海洋観測モニタリングブイ（以下、「観測ブイ」という。）1基について、下記に示すとおり観測データの収集、整理及び公開等を行うこと。異常値の検出や欠測期間の発生等が確認された場合は速やかに調査職員に報告の上、指示に従って対応することとする。

ア. 観測機器等の交換及び観測データの公開

観測ブイに設置されている水温・塩分センサー、クロロフィル・濁度センサー、流向・流速計、波高計（別紙2参照）各1台について、1か月に一度回収し、調査職員が貸与する同等物品と交換を行うこと。回収した観測機器については持ち帰り、蓄積されたデータを回収するとともに、適切な整理を行った上で石西礁湖ポータルウェブサイトへ速やかに公開する。なお、当該サイトへの公開方法については、調査職員の指示に従うこと。

また、観測機器の交換を行う際には観測ブイの清掃を行うとともに、係留ロープ、ケーブル

等に異常が無いか確認を行うこと。異常を確認した場合は、速やかに状況の詳細を取りまとめるとともに解決策を検討の上、調査職員に報告すること。なお、ブイ灯具の電球及び電池の交換等の軽微な維持管理作業については、請負者の負担において実施すること。

<石西礁湖ポータルウェブサイト>

<http://sekiseisyouko.com>

イ. 観測機器の維持管理

4. (2) ア. において交換のために回収した観測機器について、表3に記載の頻度で消耗品を交換する。また、観測機器の点検校正を業務期間中に1回行うこと。

表3 観測機器の消耗品及び交換の目安

センサー 消耗品	水温・塩分	クロロフィル・濁度	流向・流速	波高
電池(2個)	1年ごと	6か月ごと	2か月ごと	1か月ごと
ワイパー	2か月ごと	6か月ごと	-	-
Oリング	1年ごと	1年ごと	1年ごと	1年ごと

ウ. 海況解析

4. (2) ア. において回収したデータについて、調査職員と協議の上必要な整理、可視化及び解析を行うこと。また、解析に際しては、4. (1) において得られたモニタリング結果を用いて行うとともに、必要に応じて調査職員より提供する他の調査結果も踏まえ、考察を行うこと。

(3) 石西礁湖ポータルウェブサイトの管理運営

石西礁湖自然再生に関する各種調査結果等を公開するための石西礁湖ポータルウェブサイトについて、管理運営を行う。サーバーの使用料、コンテンツのアップロード等に関する通信料等Webサイトの運営に係る経費一切の支払いを行うとともに、担当官と協議の上必要なコンテンツの提供を含めた運営を行うこと。また、管理運営上、Webサイトのレイアウト等を変更する必要がある場合は、変更案を作成し調査職員と協議の上変更すること。

ウェブコンテンツ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024年版)』(総務省)及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン(WCAG)2.0」の内容を元に策定されたJIS X 8341-3:2016に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Webサ

イト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン（平成 31 年 4 月 18 日）」及び『Web サイトガイドブック（平成 31 年 4 月 18 日）』に基づくこと。また、サイト運営にあたっては「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン（平成 30 年 3 月 30 日）」に基づいたドメイン使用を前提とし、ウェブコンテンツを作成すること。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

（参考）「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

（参考）「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

<https://waic.jp/docs/wcag2/>

（参考）「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」、『Web サイトガイドブック』及び「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」

<https://cio.go.jp/guides>

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権等の権利侵害を起こさないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること
- 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の発行する『安全なウェブサイトの作り方』（<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>）等を参考に、既知の種類の脆弱性（クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図しない情報漏洩等）に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無を定期的を確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと

（4）業務実施計画書の作成及び業務打合せ

請負者は、業務開始に当たって、業務の進め方等について調査職員と初回打合せを行い、業務実施計画書を作成する。打合せ後は速やかに記録簿を取りまとめ、調査職員あてに送付し、調査職員の承認を得て確定させること。また、初回打合せとは別に、実施に当たっては、調査職員と十分な打合せを行うこと。4.（2）ア. の実施に合わせて月 1 回程度（1 回当たり 1 時間程度）を標準とし、毎回の記録簿を速やかに提出するものとする。

5. 備船について

海上における業務については、海上保安庁の行政指導指針の「海上における工事作業等の警戒船の配置等に関する指針」に準拠して行うものとし、その運用については、調査職員と業務開始時に協議を行うこと。

6. 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

7. 成果物

請負者は、以上業務内容を取りまとめ、下記に定めるとおり提出するものとする。

- a 調査報告書 10部（A4判、250頁程度、一部カラー ※1）

- b 以下の電子ファイルを保存した電子媒体（DVD-R） 2セット
 - ・上記aの電子版
 - ・モニタリング調査の生データ（Excelなど加工可能な状態のもの）

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。なお、後述する「情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制に係る書面」、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」についても併せて納めること。

<提出場所>

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所

※1 調査報告書の作成要領

- ・4.（1）及び（2）に関する内容を記載のこと。
- ・目次の前に要約（500字程度）を挿入し、英文の対訳も付記すること。英文の作成は、別添に示す要領によること。
- ・製本方法はくるみ製本とし、表紙（背表紙及び裏表紙を含む。）の用紙は、「レザック66・175kg」を使用すること。

8. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意する

ものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

<環境省情報セキュリティポリシー>

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

10. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議しその指示に従うこと。また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (2) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度の「石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、過年度の「石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

<連絡先>

環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所国立公園課

TEL: 098-836-6400

- (3) 請負者は、調査職員の求めに応じて、実際の歩掛かり実績を提出すること。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)

② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」

・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「」 「' 」→「' 」、「-」→「-」

・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)

・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。